

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

規則

秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(六八・水産漁港課)

告示

- 字の区域の変更(八三九・市町村課)
 - 生活保護法による医療機関の指定(八四〇・福祉政策課)
 - 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(八四一・福祉政策課)
 - 生活保護法による指定医療機関の事業の休止(八四二・福祉政策課)
 - 平成十四年度製菓衛生師試験の実施(八四三・生活衛生課)
 - 大規模小売店舗の変更に関し聴取した意見の概要(八四四・商工業振興課)
 - 道路区域の供用開始(八四五・道路環境課)
 - 道路区域の変更及び供用開始(八四七・道路環境課)
 - 道路区域の変更(八四八、八四九・道路環境課)
 - 過疎地域自立促進特別措置法による市町村道工事の実施(八五〇・道路環境課)
 - 開発工事に関する工事の完了(八五一・由利建設事務所)
- 公告
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)二件
 - 物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)二件
 - 選挙管理委員会告示
 - 個人演説会を開催することができる施設の指定(一〇二)
 - 個人演説会を開催することができる施設の解除(一〇三)
 - 地方労働委員会告示
 - 秋田県地方労働委員会のおっせん員候補者の氏名、履歴等の公示(三)

規則

秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年十二月十三日

秋田県規則第六十八号

秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和五十四年秋田県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表第一号(二)の項中「七十万円」の下に「(ただし、中核的漁業者協業体(漁業経営改善のための計画を策定し、知事の認定を受けた団体又は会社をいう。以下同じ。)にあつては三百万円)」を加え、同表第三号(三)の項中「(ただし)の下に」、中核的漁業者協業体にあつては五千万円」を加える。

第三条中「二千八百万円」を「五千万円」に改める。

第四条第一項に次のただし書を加える。
ただし、経営等改善資金及び青年漁業者等養成確保資金については、十トン以上の動力漁船を使用して水産動植物の採捕の事業を行う者にあつては、中核的漁業者協業体に限るものとする。

第六条第一項第一号中「第十一条第一項第一号」を「第十一条第一項第三号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第六条の改正規定は、平成十五年一月一日から施行する。

告示

秋田県告示第八百三十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、仙北郡神岡町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があつたので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日から効力を生ずる。

平成十四年十二月十三日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域

変更後の字の区域

| | | | | | | |
|--------------------------------|----------|--------------------|---------------------------|--------------------------------------|-------------|-------|
| 調剤薬局ぐつと | すがわら歯科医院 | 医療法人敬仁会 福嶋内科 医院 | 開設者氏名又は名称 長 医療法人敬仁会 理事 | 所在地 | 診療科名 | 指定年月日 |
| 有限会社 ジスト 代表取締役 東邦ドラッグ | 菅原栄悦 | 横手市平城町三番三十四号 | 河辺郡雄和町石田字中大部五十番地五 | 内科、 外科、 呼吸器科、 神経内科、 循環器科 | 平成十四年十一月十八日 | |
| | | 南秋田郡昭和町大久保字蛇川境一番地九 | | 歯科 | 平成十四年十一月一日 | |
| | | | | 調剤薬局 | 平成十四年十一月一日 | |

仙北郡神岡町北檜岡字小路袋
 二二三の二の一部、二二三の二の一部、二二四の四から二二四の六の各一部、二二四の七から二四の一〇まで、二二五の一の一部、二二五の二の一部、二二五の三、二二六の一から二二六の三まで、二二七の一から二二七の七まで、二二八の一から二二八の三まで、二二九、二三〇の一から二三〇の四まで、二三一の一から二三一の七まで、二三二の一から二三二の二〇まで、二三三、二三四の一、二三四の二の一部、二三五の一部、二三六の一部、二九七の一部、二九八の一、二九八の二、二九八の三の一部、二九九、三〇〇、三〇一の一から三〇一の五まで、三〇二の一、三〇二の二、三〇三の一から三〇三の三まで、三〇四の一、三〇四の二、三〇五から三〇八まで、三〇九の一部、三一一〇の一部、三一一〇の二の一部、三六七の一部、三六八の一部、三六九、三七〇、三七一の一、三七二の二、三七二の三、三七二の四、三七三の二、三七三の三、三七四から三七九まで、三八〇の一、三八〇の二、三八一の一、三八一の二、三八二の一、三八二の二、三八三の一、三八四の一の一部、四〇八の一、四〇九の一、四一〇の一、四一一の一、四一二の一、四一三及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部並びに四一四に隣接する水路である国有地

仙北郡神岡町北檜岡字
 狐堂

秋田県告示第八百四十号
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十四年十二月十三日

秋田県知事 寺田典城

| | | | | | |
|-----|--|---|--|------------------------|-------------------|
| の全部 | 仙北郡神岡町北檜岡字茨野 字狐堂二七九の二、三三三、三三三の二、三三三の二に隣接する水路である国有地の一部 | 仙北郡神岡町北檜岡字高花 字狐堂九一、九二に隣接する水路である国有地の一部並びに字狐堂九三の二の地先の水路である国有地の一部 | 仙北郡神岡町北檜岡字狐堂 六の一、七の一、八に隣接する道路、水路である国有地の全部 | 仙北郡神岡町北檜岡字北檜岡 一四五の四 | 仙北郡神岡町北檜岡字 小路袋 |
|-----|--|---|--|------------------------|-------------------|

秋田県告示第八百四十一号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の

規定に基づき、告示する。
平成十四年十二月十三日

秋田県知事 寺田典城

| | | | |
|----------|--------------------|--------------------|-------------|
| 名 称 | 開設者氏名又は名称 | 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
| 雄和町歯科診療所 | 菅原栄悦 | 河辺郡雄和町石田字上大部六番地一 | 平成十四年九月三十日 |
| 調剤薬局ぐつと | 有限会社 ドラッグストア 代表取締役 | 南秋田郡昭和町大久保字蛇川境一番地七 | 平成十四年十月三十一日 |

秋田県告示第八百四十二号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の休止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の

規定に基づき、告示する。
平成十四年十二月十三日

秋田県知事 寺田典城

| | | | |
|--------|-----------|------------------|-------------|
| 名 称 | 開設者氏名又は名称 | 所 在 地 | 休 止 年 月 日 |
| 熊谷外科医院 | 熊谷幹一 | 仙北郡角館町東勝渠丁二十二番地二 | 平成十四年十月二十四日 |

秋田県告示第八百四十三号
製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第四条第一項の規定により、次のとおり平成十四年度製菓衛生師試験を実施するので、製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年秋田県規則第十四号）第二条第一項の規定に基づき、公告する。
平成十四年十二月十三日

一 試験の日時及び場所

秋田県知事 寺田典城

(一) 日時 平成十五年二月二十一日(金)午前十時三十分から午後一時三十分まで

(二) 場所 秋田市山王三丁目一番一号 秋田県庁第二庁舎六階六十二会議室

二 試験科目

- (一) 衛生法規
- (二) 公衆衛生学
- (三) 食品学
- (四) 食品衛生学
- (五) 栄養学
- (六) 製菓理論及び実技

ただし、受験者が菓子製造技能士である旨を受験願書提出時に申し出た場合は、(六)製菓理論及び実技を免除する。

三 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- (一) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七条に規定する者であつて、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者
- (二) 学校教育法第四十七条に規定する者であつて、一年以上菓子製造業に従事した者
- (三) 製菓衛生師法の施行の際(昭和四十一年十二月二十六日)、現に菓子製造業に従事していた者(学校教育法第四十七条に規定する者を除く。)であつて、菓子製造業に従事した期間が三年をこえている者、又は製菓衛生師法の施行の日後三年をこえるに至つた者

四 受験申込みに必要な書類

- (一) 受験願書 正副一通
- (二) 添付書類

- (1) 最終学校卒業証明書 一通(ただし、卒業証明書の氏名と受験願書の氏名が異なる場合は、戸籍抄本一通を添付すること。)
- (2) 厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したこと、又は一年以上菓子製造業に従事したことを証する書類 一通

- (ただし、三 受験資格中の(三)に該当する者にあつては、昭和四十一年十二月二十六日時点で三年以上従事していたことを証する書類又は昭和四十一年十二月二十六日後に従事年数が三年をこえるに至つたことを証する書類 一通)
- (3) 写真 受験願書提出前六月以内に撮影した脱帽上半身正面向で名刺型のもの(七センチメートル×五センチメートル) 一枚

- (三) 菓子製造技能士である者が、「製菓理論及び実技」の試験免除を希望する場合は、技能検定合格証書の写し

五 受験願書用紙の交付

- (一) 期間 日曜日、祭日及び土曜日を除き、平成十四年十二月二十四日(火)から平成十五年一月一〇日(金)までの午前八時三十分から午後五時まで
- (二) 場所 県健康福祉センター又は生活環境文化部生活衛生課

郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「願書請求」と朱書し、八十円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を同封すること。

六 受験願書の受付

- (一) 期間及び時間 日曜日、祭日及び土曜日を除き、平成十五年一月十四日(火)から一月二十四

- 日(金)までの午前八時三十分から午後五時まで
- (二) 場所 住所地在管轄する県健康福祉センター。ただし、秋田市及び県外に居住する者にあつては、南秋田郡昭和町乱橋字古開百七十二番一 秋田県秋田中央健康福祉センター(電話〇一八 八五五 五一七〇)で受け付ける。

七 受験手数料

- (一) 金額 九千四百円
- (二) 納付方法 受験願書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

八 受験票の交付

- 受験票は、受験願書受付後、生活環境文化部生活衛生課から郵送で交付する。
- 九 合格者の発表 平成十五年三月三日(月)午後一時から三月七日(金)まで、県庁正面広告板及び県健康福祉センター掲示板に掲示するとともに、合格者には書面で通知する。

十 試験についての問い合わせ先

生活環境文化部生活衛生課食品衛生班(電話〇一八 八六〇 一五九三)、又は県健康福祉センター環境指導課

秋田県告示第八百四十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年十二月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 大曲ショッピングセンター
- 大曲市戸時字錨十七の外
- 二 大曲市長の意見

深夜の駐車場の騒音問題と若年層の溜まり場にならないよう管理の徹底をお願いしたい。

- 三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要 意見書の提出は無し

四 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
大曲市役所 商工観光課
縦覧期間
平成十四年十二月十三日から平成十五年一月十四日まで
- (二) 縦覧期間
平成十四年十二月十三日から平成十五年一月十四日まで

秋田県告示第八百四十五号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十四年十二月十三日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

| | | |
|-------|--------|------------------------------------|
| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 |
| 一般国道 | 三百四十一号 | 仙北郡田沢湖町田沢字大深一〇一番一から 字牛台一八七番二七まで |

- 二 供用開始の期日 平成十四年十二月十六日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(一) 場所 建設交通部道路環境課
(二) 期間 平成十四年十二月十三日から同月二十六日まで

一 道路の区域及び供用開始の区間

| 道路の種類 | 旧新別 | | 路線名 | 区 間 |
|-------|-----|---|-------|--|
| | 新 | 旧 | | |
| 県 道 | 新 | 旧 | 河辺阿仁線 | 北秋田郡阿仁町比立内外ノ字カラミ内沢外三国有林二〇六七林班 <small>ハ</small> からへ小 <small>ニ</small> 班まで |
| | | | | 敷地の幅員(メートル) 八・〇〇～三六・〇〇 |
| | | | | 延長(キロメートル) 二・五六〇 |

- 二 供用開始の期日 平成十四年十二月十三日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

秋田県告示第八百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十四年十二月十三日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

| | | |
|-------|---------|----------------------------------|
| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 |
| 線 | 十二所花輪大湯 | 大館市十二所字堂ケ沢一―一番一から字堂 ケ沢五四番地先まで |

- 二 供用開始の期日 平成十四年十二月十三日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(一) 場所 建設交通部道路環境課
(二) 期間 平成十四年十二月十三日から同月二十六日まで

秋田県告示第八百四十七号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成十四年十二月十三日

秋田県知事 寺田典城

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- 期間 平成十四年十二月十三日から同月二十六日まで

秋田県告示第八百四十八号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十四年十二月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

| 道路の種類 | 旧新別 | | 路 線 名 | 区 間 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（キロメートル） |
|-------|-----|-----|-------|---------------------------------------|--------------|------------|
| | 新 | 旧 | | | | |
| 一般国道 | 百四号 | 百四号 | 百四号 | 鹿角市十和田大湯字大湯外一六国有林六一林班ら小班地先からは一〇小班地先まで | 一五・〇〇〇〇六五・五〇 | 一・〇二六 |

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十四年十二月十三日から同月二十六日まで

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十四年十二月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

| 道路の種類 | 旧新別 | | 路 線 名 | 区 間 | | 敷地の幅員（メートル） | 延長（キロメートル） | |
|-------|-----|---|--------|-----|---|-------------------------------|-------------|-------|
| | 新 | 旧 | | B | A | | | |
| 県 道 | 新 | 旧 | 横手東成瀬線 | B | A | 平鹿郡山内村土淵字下虫内二二七番から字岩瀬四四番一地先まで | 五・二〇〇〇三三・〇〇 | 〇・三六五 |
| | | | | B | A | 平鹿郡山内村土淵字下虫内二二七番から字岩瀬四四番一地先まで | 五・二〇〇〇三三・〇〇 | |
| 県 道 | 旧 | 新 | 横手東成瀬線 | B | A | 平鹿郡山内村土淵字下虫内二二七番から字岩瀬四四番二まで | 五・二〇〇〇三七・五〇 | 〇・三三三 |
| | | | | B | A | 平鹿郡山内村土淵字下虫内二二七番から字岩瀬四四番二まで | 五・二〇〇〇三七・五〇 | |
| 県 道 | 旧 | 新 | 横手東成瀬線 | B | A | 平鹿郡山内村土淵字下虫内二二七番から字岩瀬四四番二まで | 五・二〇〇〇三三・五〇 | 〇・三三三 |
| | | | | B | A | 平鹿郡山内村土淵字下虫内二二七番から字岩瀬四四番二まで | 五・二〇〇〇三三・五〇 | |

| | | | | |
|---|--------|-----------------------------|-------------|-------|
| 新 | 横手東成瀬線 | 平鹿郡山内村土淵字下虫内一二七番から字岩瀬四四番二まで | 五・二〇〇～三七・五〇 | 〇・三三三 |
|---|--------|-----------------------------|-------------|-------|

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十四年十二月十三日から同月二十六日まで

秋田県告示第八百五十号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により、次のとおり市町村道の工事を行うので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十四年十二月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

| | | | | |
|------|-------|----------------------------------|-------|-------------|
| 市町村名 | 路線名 | 工 事 区 間 | 工事の種類 | 工事の開始の日 |
| 河辺町 | 戸島畑谷線 | 河辺郡河辺町戸島字大古川八十二番四から同町畑谷字大又七十番二まで | 道路改築 | 平成十四年十一月十五日 |

秋田県告示第八百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十四年十月一日付け指令由建 二千二百九十で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十四年十二月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十二月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
本荘市本田仲町九十番地
株式会社文化地所
代表取締役 山 田 貞 子
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
本荘市出戸町字御門三十九番、五十番及び五十九番

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、

- 一 申請のあった年月日
平成十四年十一月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 岩崎NPO
- 三 代表者の氏名
今 野 武 志
- 四 主たる事務所の所在地
湯沢市岩崎字北一条三十番地
- 五 定款に記載された目的

この法人は、住民の余暇時間をボランティアに活用することにより地域のコミュニティ活動を支援し、企業及び行政とのパートナーシップを前提とした住民の地域社会貢献活動に対する意識の啓発と活動基盤の強化を図り、新しい市民社会と市民自治の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十二月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請のあった年月日
平成十四年十一月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 ひなたぼっこ

三 代表者の氏名
土 井 紀 子

四 主たる事務所の所在地
秋田県南秋田郡若美町野石宮沢四十四番地

五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者、障害者、病弱者などの自立及び子育てに対して、支援に関する事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十二月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量
熱画像監視カメラ 一式

(二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限
平成十五年三月十三日(木)

(四) 納入場所
秋田県立大学事務局本荘事務室

二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を除き、平成十四年十二月十三日(金)から同月二十四日(火)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所
平成十四年十二月二十六日(木) 午前十時

五 入札保証金
秋田県庁地下一階管財課入札室

六 その他
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

(一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効
規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とす

(四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他
詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十二月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十二月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
 - (二) 小型動電式振動試験機システム 一式
 - (三) 購入物品の仕様等
 - (四) 入札説明書及び仕様書による。
 - (五) 納入期限
 - (六) 平成十五年二月二十八日(金)
 - (七) 納入場所
 - (八) 秋田県立大学事務局本荘事務室
- 二 入札に参加する者に必要な資格
 - (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (四) 契約条項を示す場所等
 - (五) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - (六) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
 - (七) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- 三 秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十二月十三日(金)から同月二十四日(火)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
 - (一) 平成十四年十二月二十六日(木)午前十時十分
 - (二) 秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
 - (一) 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
 - (二) その他
- 六 入札の方法
 - (一) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (二) 入札の無効

- (三) 規則第六十六条に規定するところによる。
- (四) 落札者の決定方法
- (五) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同値の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (六) 提出書類等
- (七) 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (八) その他
- (九) 詳細は、入札説明書による。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百二一号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨合川町選挙管理委員会から報告があったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成十四年十二月十三日

秋田県知事 寺田典城

| | | | |
|---------------|---------------|-----------------|------------|
| 施設の種類 | 施設の名称 | 施設の所在地 | 指定年月日 |
| 合川町立上杉あいターミナル | 合川町立上杉あいターミナル | 合川町上杉字相染岱百七十四番地 | 平成十四年十二月二日 |

秋選管告示第百二二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定解除した旨合川町選挙管理委員会から報告があったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成十四年十二月十三日

秋田県知事 寺田典城

| | | | |
|---------------|---------------|-----------------|------------|
| 施設の種類 | 施設の名称 | 施設の所在地 | 指定解除年月日 |
| 合川町立上杉あいターミナル | 合川町立上杉あいターミナル | 合川町上杉字相染岱百七十四番地 | 平成十四年十二月二日 |

| 氏名 | 生年月日 | 職 業 | 閱 歴 | 住 所 |
|--------|--------------|-----------------------------|--------------------|--------------------|
| 阿部 讓二 | 昭和二十二年十月二十八日 | 公益委員(会長) 弁護士 | 秋田弁護士会会長 | 秋田市泉南三丁目七番二十四号 |
| 古田 重明 | 昭和十四年十二月八日 | 公益委員(会長代理) 秋田経済法科大学法学部教授 | 秋田経済法科大学法学部長 | 秋田市広面字樋口十番地二十三 |
| 小西 尚志 | 昭和十二年四月七日 | 公益委員 秋田大学教育文化学部教授 | 秋田大学教育学部教授 | 秋田市手形山北町六番十五号 |
| 湊 貴美男 | 昭和三十三年十月十七日 | 公益委員 弁護士 | | 秋田市外旭川八幡田二丁目十七番十二号 |
| 赤坂 薫 | 昭和四十四年七月十七日 | 公益委員 弁護士 | | 秋田市山王中島町十二番三十号 |
| 菅谷 理市 | 昭和二十年八月十六日 | 労働者委員 日本労働組合総連合会秋田県連合会会長 | 全通秋田地区本部執行委員長 | 横手市上境字館四十三番地 |
| 松江 四郎 | 昭和十八年十月九日 | 労働者委員 ジエイ・エイ・エム秋田執行委員長 | TDK労働組合秋田地方本部執行委員長 | 本荘市裏尾崎町六十番地二十一 |
| 阿部 康夫 | 昭和二十五年五月六日 | 労働者委員 全日通労働組合秋田支部執行委員長 | 全日通労働組合秋田支部書記長 | 秋田市桜三丁目四番八十号 |
| 加賀谷 清克 | 昭和二十三年九月十四日 | 労働者委員 秋田県東北電力関連産業労働組合総連合会会長 | 東北電労秋田県本部委員長 | 秋田市將軍野南二丁目三番二十四号 |
| 芳 浦 修 | 昭和二十三年十月七日 | 労働者委員 全林野労働組合秋田地方本部執行委員長 | 全林野労働組合秋田地方本部書記長 | 秋田市牛島西二丁目十一番十四号 |
| 高橋 庄四郎 | 昭和十二年十一月十日 | 使用者委員 (社)秋田県経営者協会専務理事 | (財)秋田経済研究所専務理事 | 秋田市寺内蛭根一丁目八番十号 |
| 伊藤 秀太郎 | 昭和六年二月十二日 | 使用者委員 秋田文化出版(株)代表取締役 | 秋田協同印刷(株)代表取締役社長 | 秋田市泉中央三丁目一番二十二号 |

地方労働委員会告示

合川町立上杉児
童館

合川町上杉字下屋布袋三十一番地
三

平成十四年十二月二日

秋田県地方労働委員会告示第三号
労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第四条及び労働委員会規則(昭和二十四年中央労働委員会規則第一号)第六十八条第一項の規定により、秋田県地方労働委員会のおつせん候補者の氏名、閱歴等を次のとおり公示する。
平成十四年十二月十三日

秋田県地方労働委員会会長 阿部 讓二

| | | | | | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|----------------|-------------------------|--------------------------|--------------------|
| 山添雄美 | 堀松紀人 | 又井道男 | 佐藤尚武 | 三浦 潔 | 伊藤 博 | 齋藤 隆 |
| 昭和二十二年七月十四日 | 昭和二十三年二月十一日 | 昭和十九年一月二十三日 | 昭和十八年三月十日 | 昭和二十九年九月六日 | 昭和二十三年一月十二日 | 昭和九年七月二日 |
| 長秋田県地方労働委員会事務局調整課 | 長秋田県地方労働委員会事務局審査課 | 秋田県地方労働委員会事務局次長 | 秋田県地方労働委員会事務局長 | 使用者委員 秋田三菱自動車販売(株)取締役社長 | 使用者委員 秋田中央交通(株)常務取締役管理部長 | 使用者委員 日本精機(株)代表取締役 |
| 秋田県農業試験場次長 | 秋田県総務部人事課主幹 | 長秋田県産業経済労働部労働政策課 | 秋田県生活環境文化部次長 | 秋田三菱自動車販売(株)専務取締役 | 長秋田中央交通(株)取締役管理部長 | (株)羽後銀行営業推進部長 |
| 秋田市泉北三丁目十二番二号 | 秋田市泉中央五丁目四番六号 | 秋田市手形字才ノ浜三十一番三十一号 | 秋田市東通仲町七番三号 | 秋田市保戸野鉄砲町七番七号 | 二南秋田郡五城目町馬場目字町村百一番地の | 秋田市横森一丁目十八番十七号 |

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄